資料２-1

Ⅱ　平成 24 年度事業計画（案）

１　消費者を取り巻く環境と主な事業概要

消費者を取り巻く環境は、経済社会の高度化・複雑化などを背景に大きく変化する中で、消費者をめぐる問題も複雑多様化し、新たな問題も発生している。また、長引く不況を反映し、未公開株や社債など投資に関するトラブルも後を絶たない。

国は、消費者の安全・安心な暮らしを確保するため、消費者庁を中心とした被害事故情報の集約・分析・公表を行うとともに、事業者による不当な勧誘行為などの取り締まりにより消費者の安全確保を図っている。

本市においても、引き続き消費者の利益を守り被害を未然に防止するため、相談体制の充実及び啓発強化を中心に取り組む。

また、地域主権戦略大綱による自治体への権限移譲の法改正に伴い、これまで県が行っていた家庭用品品質表示にかかる販売事業者の立入検査、消費生活用製品（特定製品・PSC マーク）及び電気用品（PSE マーク）安全基準の表示等にかかる販売事業者の立入検査について、平成 24 年４月１日より市が行うこととなった。

２　消費者啓発・教育の充実

(1) 総合啓発

広報媒体を活用した啓発　～　ラジオ・新聞、広告物の掲出等を通じ広く市民への周知を行う。

(2) 出前講座

若者・成人・主婦・お年寄りの各年齢層を対象に出前講座利用の周知を図り、映像・パネル・紙芝居等を有効に活用し、年間 30 回を目標に実施する。

(3) 消費生活講演会・生活知識講座

市民の消費者意識の高揚のため、日常生活に関わりの深い話題を取り上げ、暮らしの中で必要な基礎知識や生活設計を学ぶことなどを目的に開催する。

３　相談・啓発活動の担い手となる地域の人材の育成

身近な地域において、日常生活の中での「目配り」、「気配り」、「声かけ」による見守りや、消費生活センターへの相談を勧めるボランティアの養成講座を開催し、育成を図る。

４　権限移譲事務の実施

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき、製品の安全を確保するための表示について、販売事業者への立入検査を行う。

国の権限移譲に伴う立入検査　　別紙１

５　市内協力団体との連携・協働

振り込め詐欺や環境問題など消費生活に関する意識の高揚を図るため市内協力団体と連携し、消費者啓発展の開催、市民も参加できる効果的な啓発を実施する。

〈協力団体〉　・長野市くらしを考える会　・くらしの会 Komaki　・豊野ライフの会
・大岡地区消費者の会　・信州新町消費者グループの会
・中条地区消費者の会　・長野市農村女性ネットワーク研究会
・長野市連合婦人会